

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 5年 3月17日

事業所名 ゆめキッズ

		チェック項目	はい	どちらとも いいえ	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制 整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○				・当事業所の訓練指導室は約47㎡あります。国の設置基準である1人あたり3㎡以上、室内全体に目が届くようにしています。 ・規定の人員を配置しています。
	2	職員の配置数は適切である	○				
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている		○			・室内に段差はなく、フラットな作りとなっています。
業務 改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○				・毎日会議を行い前日の振り返り、当日の流れの把握など、全スタッフで行っている。必要に応じて計画、実行まで行うことが出来ている。評価、実行をより深く行っています。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○				・今後も保護者様の意向の把握、改善に努めていきたいと思っております。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○				・毎年同様HPにて公開しています。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている			○		・第3者評価は行っていません。その旨を全保護者に説明を行い、了承のサインを頂いています。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○				・積極的に研修への参加や、社内研修も定期的に行っています。その後、会議等での研修報告を行い情報共有しております。
適切 な支 援の 提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○				・見学、契約時、または送迎の際にニーズを把握したり、行動観察を記録しています。個別支援計画期間ごとに最低6ヶ月に1度の評価、見直しを兼ねて会議を行った上で計画を
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○				・アセスメントシートを活用し、1人ひとり適応行動の状況を把握し、課題を見つけ個別支援計画作成の資料として活用しています。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○				・会議ではスタッフ1人ひとり適応行動の状況を把握し、課題をみつけ個別支援計画作成
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○				・子ども1人ひとりの特性発達状況に合わせたプログラム内容を計画し行っています。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○				・平日は療育を主にし、長期休みには、施設外活動や公園近隣の公共施設を借りて集団遊びを行うなど計画を立てて支援をおこなっ
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○				・個別の課題、集団の中での育ちを踏まえて支援計画を作成しています。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○				・毎日の支援前にはミーティングを行い、前日の利用者の様子、その日のプログラムの流れ、支援方法を確認し合い、気付いたことを共有し、記録を行っています。それらを次回

	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			のステップアップや改善、次の支援へ繋げていけるよう全スタッフで共有しています。	
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			・利用者様ごとにその日の様子を簡潔に提供実績に記録しています。その他の特記事項は個人記録に記録し会議等で振り返り、改善へつなげている	
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○			・最低6カ月に1回評価、見直しを行っています。	
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせさせて支援を行っている	○			・運動療育、集団遊び、個人活動などを通して成功体験を積み、自己肯定感を高める。他者と関わる表現する喜びを体験している	
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			・児童発達管理責任者等の適任者が主に参画しています。	
	21	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	○			・学校と下校時間の確認や行事、伝達事項など必要に応じて連絡を取っています。	
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている		○			・現在医療的ケアが必要なお子様がいません。今後そういう場合は主治医様と連携を図りながら支援を行っていきます。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている		○			・相談支援員から情報共有することが多いです。必要に応じて事業者、保育園等と情報交換を図るようにしていきます。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	○				・新たな事業所、学校、ご家族、相談支援員が連携して進められています。その際情報提供をする場合もあります。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		○			・今後も研修に行き、助言をもらえるように連携を図っていきます。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある			○		・現在そのような交流は行っていません。今後検討していきたいと思っています。
	27	（地域自立支援）協議会等へ積極的に参加している			○		・今後、機会があれば参加していきたいと思っています。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○				・送迎時にその日のお子様の様子を伝え合うことを心がけております。なかなかゆっくり話せない方やお会い出来ない保護者様とはノートにて情報共有を行っております。
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている		○			・必要に応じて面談や相談を行い、アドバイスを行っていきます。

保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			・契約時に説明を行っております。また、不明な点につきましては随時職員が説明するようにしております
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			・送迎時に相談に応じたり、必要に応じて相談日を設けて対応しております。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している			○	・現在実施しておりません。今後保護者様の意向を尊重しながら検討していきたいと思っております。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○			・苦情があった場合、迅速、かつ適切に対応するよう努めています。また社内でも共有し再発防止につなげます。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			・月間おたよりで活動内容等お知らせしたり、1人ひとりにお子様のゆめキッズでの様子を写真付きでお知らせしています。
	35	個人情報に十分注意している	○			・個人情報の取り扱いにつきましては十分注意を払っております。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			・1人ひとりにあった方法で分かりやすい伝達方法で情報を伝達するよう努めています。
非常時等の対応	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			○	・事業所の行事に招待することはできておりません。
	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○			・各マニュアルを策定しスタッフに周知しています。保護者様にはマニュアルを配布しその際説明もしております。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている			○	・今後も定期的に訓練等実施してまいります。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			・社内研修でも虐待防止に関する研修を行っています。日常支援は適切であるかスタッフに振り返りをしてもらい、意識
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○			・対応方針を定めておりスタッフへの周知徹底を行っています。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている			○	・保護者様に食物アレルギーの確認を行い、対象児に対しては除去をしたり、提供せず、各家庭で準備して頂いています。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			・危険な事例があった場合、報告書を作成しミーティングを行い職員間で共有をしています。